

被災地の居住地再生に関する研究：第二報

(その2) 被災地区、まちづくりの問題と教訓

○岸本 幸臣* 瀬部 明** (*大阪教育大学 **大阪府立看護大学短大(非))

【目的】前報に同じ。

【方法】前報に同じ。

【結果】(4ヶ年の意識変化) 震災発生直後の平成7年の調査では全居住者の約8割が調査に回答していたが、その後回収率は低下し、今回は最終調査で若干の盛り返しがあったものの6割に低下している。協議会の行政との対応を巡って地区内に不協和音のあったことも影響していようが、居住者自身の関心が風化していることも否めない現実だと言える。

(行政対応の問題点) この森南地区だけではなく、震災直後兵庫県下10地区に復興都市計画として区画整理事業が一方向的に決定された。このことは被災地での都市計画決定手続きとして、被災住民の存在を一方向的に無視した非民主的決定であったが、行政はその後一貫してこの決定の無謬性に固執し続けた。住民の生活に根ざした街づくりを求める被災者の要求との乖離が問題をより深刻にしたと言える。(居住地再生への教訓) 大都市直下型地震の再来が射程距離に入っている現在、今回の震災復興の街づくりの経験を正しく総括することは、被災都市に課せられた社会的歴史的責任でもある。その意味で森南地区の区画整理事業に対する居住者の対応から、次の諸点を教訓として指摘できる。①居住者参加型の復興街づくりの制度を緊急に確立すること。②住宅供給と連動した街づくりの手法の整備を急ぐこと。これらの課題は、今回の被災がインナー・シティー部でより深刻であった事実に鑑み、借家居住者の多いこと、居住・就労・医療・購買・隣人相互扶助が一体となった生活が不可欠な人達の多いことを前提にした被災地再生の基本的方針と言えよう。